

特例貸付 償還(お金を返す)のお手続きについて

■償還(お金を返す)の方法

原則 あなた(借りた本人)の銀行口座から引き落としとなります。

1. 銀行口座からの引き落としによる返済(口座振替)

- * 口座振替によるご返済は、引き落とし口座の登録が必要です。
- * 登録の方法は ①WEBから登録する ②口座振替依頼書に記入し提出する の2通りです。
- * WEBから登録する場合は、下のQRコードよりアクセスのうえ、ご登録を進めてください。なお、ご登録は2022年12月1日から可能となります。
(貸付コードの入力が必要となります。お手元に「償還開始のお知らせ」をご用意ください。)
- * WEBからの登録が難しい場合は、口座振替依頼書のご提出が必要となります。下のQRコードより印刷しご記入のうえ、裏面の提出先へ送付してください。印刷できない場合は裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。後日送付させていただきます。なお、本会で19日までに受理した分につきまして、書類に不備がなければ翌月23日から引き落としとなります。
- * 口座振替の引落日は **毎月23日(休日の場合は翌営業日)** です。
- * 資金不足等により引き落としができなかった場合は後日払込票が送付されますので、お近くのコンビニエンスストアにてお支払いください。
- * 下記QRコードが読み取れない場合は、「神奈川県社会福祉協議会」で検索のうえお手続きすることも可能です。

令和4年〇月〇日

221-XXXX
神奈川県横浜市〇〇〇区△△△△-1
神奈川 太郎 様

神奈川県社会福祉協議会 会長
(公印略)

緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金 償還開始のお知らせ
緊急小口資金 分

緊急小口資金の第1回目の償還期日(入金期限)は令和5年〇月〇日です。

【口座振替による償還】
口座振替(自動引落し)によって償還される場合、振替日に残高不足にならないよう、必ず前日までに残高をご確認ください。毎月、23日に引き落としを行う予定(23日が土日祝日の場合、翌営業日)です。
なお、振替ができなかった場合、当該月分を払込取扱票でお支払いいただきますので、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

【払込取扱票による償還】
払込取扱票によって償還される方は、期日までに所定の払込取扱票で近隣の金融機関、郵便局からお支払いください。
(令和4年〇月〇日時点)

資金名称	緊急小口資金		
借受人氏名	神奈川 太郎		
貸付額	123,456,789円		
償還済額	123,456,789円	償還残高	123,456,789円
振替期間	(至)令和4年〇月〇日		
償還期間	88年〇〇ヶ月	(自)平成30年12月23日	(至)令和30年12月24日
償還金額	第1回目返済	123,456,789円	合計 888回
償還回数	最終回	123,456,789円	※月賦払い
振替口座	金融機関名	口座番号	支店名
【法定代理人】	口座振替日 23日	口座名義	
資金コード	KA	資金サブコード	2
		貸付コード	4*****

※注意事項等については、裏面に記載されています。



WEB 口座登録



口座振替依頼書様式

12/1 から登録可能です

神奈川県社会福祉協議会

検索

「償還開始のお知らせ」に印字されている 4 から始まる 7 桁の数字があなたの貸付コードになります。

このお手紙が複数枚同封されている場合は、WEB から登録する際にすべての貸付コードのご入力が必要です。貸付コードは資金の種類によって異なりますので、正しく入力してください。

【裏面もよくお読みください】

2. 払込票による返済

- *やむを得ない理由により口座振替の手続きが困難な方や、口座振替の手続きが遅れてしまった方は、1月上旬以降順次送付される払込票をご利用のうえ、お近くのコンビニエンスストアにてご返済ください。
- *ご返済の途中で口座振替による返済へ変更することも可能です。

3. その他

- *早めに返済したい場合や引き落とし口座を変更したい場合等ございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。後日必要な書類を送付させていただきます。

【口座振替依頼書ご提出先・本通知に関するお問い合わせ先】

〒221-0825 横浜市神奈川区反町 3-17-2

神奈川県社会福祉協議会 生活福祉資金（特例貸付）償還担当

Tel：050-3033-5120（平日のみ 8：30～17：00）